議会だより

選挙管理委員会委員及び補充員決まる
第四回臨時会

月潟村議会第四回臨時会が会期一日で十月三十日に開かれました。

本臨時会は、月潟村選挙管理委員会委員並びに補充員が十月二十四日に任期満了となって、新たに選挙する必要が生じたものです。

会議の結果、左の通りの者が満場一致で推薦当選され、即日当選を承諾され、選挙管理委員並びに補充員に就任されました。

なお、任期は昭和五十四年十月三十日より、同五十八年十月二十九日までの四年間であります。

（以下、敬称略）

月潟村選挙管理委員会委員

木滑　小林　芳雄　　西萱場　北　忠子
西萱場　登石　善八
月潟　川井　助作

月潟村選挙管理委員会補充員

一番　釣寄　荻原　重一郎
二番　大別当　滝沢　峰一
三番　下曲通　阿部　善太郎
四番　東長島　白倉　隆

補充員は委員に欠員が生じた場合に繰上がる順位が定まっており住所の上部の順番の通りです。

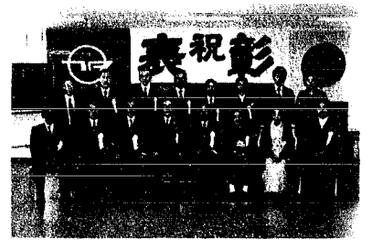

全員で記念写真

功労をたたえ十一氏を表彰
54年度村表彰式――＊

月潟村では村政発展、産業、文化、社会福祉の向上などに永年にわたり尽力された方々の功績をたえるため毎年十一月三日、文化の日に表彰条例に基づいて表彰を行っております。

本年は次の十一名の方々が表彰を受けられました。

＊　＊　＊

一、村の行政、教育文化、産業、保健衛生、民生、土木、土木改良災害、納税、慈善事業、その他公益事業について功労顕著なる者

細海　海蔵殿
佐藤　徳松殿
山田　清松殿

永年、村議会議員をはじめ、数々の役職を歴任され、村政発展に尽力された功績

斎藤卯一郎殿
谷井信次郎殿

生前、村議会議長をはじめ数々の役職を歴任され村政発展に尽力された功績

神保　善二殿

多年、簡易水道運営委員会委員として村政発展に尽力された功績

青柳　正二殿

多年、交通事故防止に尽力された功績

土田モトエ殿

多年にわたり角兵衛獅子の保存と芸能指導に尽力され、文化財保護と普及に尽力された功績

二、満八年以上議会議員の職にあった者

原　元殿

満八年以上村議会議員として村政発展に尽力された功績

三、満九年以上農業委員会委員の職にあった者及び満12年以上監査委員、選挙管理委員会委員、教育委員会委員の職にあった者

岩山卯一郎殿

満十二年以上選挙管理委員会委員として村政発展に尽力された功績

四、村に対し金額又は価格二十万円以上の寄附をした個人又は五十万円以上の寄附をした団体

木村　恭尚殿

村に対し金員二十万円を寄附

表彰を受ける細海氏

選挙管理委員長及び職務代理者決まる

月潟村選挙管理委員会では十一月七日、委員会を開催し左記の者を委員長及び職務代理者に選任しました。

委員長職務代理者
川井　助作氏
66才

委　員　長
小林　芳雄氏
68才

「第2号交通信号機点灯」

去る11月1日待望の2号信号機が完成し、小学校鼓笛隊及び村内の各団体代表者などの出席により点灯式が行なわれました。

式は村長、白根警察署長の手によりテープカットが行なわれ、引き続き鼓笛隊の演奏で参加者全員が渡り初めを行いました。

この信号機は県道新道、巻信用組合脇十字路に建設されたもので前から危険の多い場所でありました。

月潟村では来年の3月2日で交通死亡事故零二〇〇〇日達成となりますので、一人一人が事故防止につとめ県内にもまれなこの偉業をなし遂げるため安全運転をお願い致します。

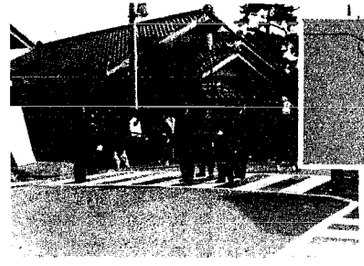
テープカット

▽特集△ 秋の全国火災予防運動

特集「秋の全国火災予防運動」

石油ストーブの取り扱い

石油ストーブによる火災の原因は、火を消さずに給油したり、出入り口など人のよく通るところに置いていて転倒させたり――といった取り扱い上の不注意によるものがほとんどです。

暖房には欠かせない石油ストーブですが、取り扱い方一つで恐ろしい〝火魔〟に一変します。

日常の取り扱いには、次の点を特に気をつけてください。

〔給油する場合〕

◆灯油を入れるときは、必ずいったん火を消すこと。火をつけたまま補給するのは危険です。

◆給油中にこぼれた油は、よくふきとる。

〔置き場所〕

◆カーテンやふすまなど燃えやすいもののそばや、上から物が落ちるかもしれないたなの下などには置かない。

◆人の出入り口や通路などは転倒の危険があるので避ける。

◆移動させる場合は、いったん火を消す。火をつけたまま持ち運ぶのは危険です。

〔周囲の状況〕

◆新聞や雑誌など燃えやすいものは、そばに置かない。

◆ヘア・スプレー、マニキュア、接着剤など引火性のあるものは、そばで取り扱わない。

〔新しく買う場合〕

◆「対震自動消火装置」のついたものを選び、説明書をよく読んでから使用する。

◆使用する部屋に合った構造の機種を選ぶ。

社教だより

秋季村民遠乗りサイクリング

去る十月十日体育の日、月潟村公民館、月潟村自転車業組合共催で巻町越前浜まで遠乗りサイクリングを実施いたしました。体育の日は晴れるというジンクス通り前日までのぐずついた天気がウソのように晴れわたり「いい汗かこう」を合言葉に一行約百名は刈り取りの終った西蒲の穀倉地帯を海へ海へとペダルを回しました。今回は目玉の一つとして地引き網を計画しました。全員掛け声よろしく一生懸命に引いたのですが、魚の方が一枚上だったのか収穫はさっぱりでした。それでも地引き網は初めてという人が多く満足できたようです。お昼は持参したおにぎりとお母さん方から名物特大ナベで作っていただいた味噌汁は格別で楽しい食事となりました。

このサイクリングは野外活動を通して体力づくり及び交通ルールを身につけるということで始められたもので、今回で十回を数え、すっかり村民に定着した感があります。これからも皆さんに喜んでいただけるサイクリングとするため、皆さんからも良い企画アイデアがございましたら公民館、あるいは自転車業組合までアドバイス下さるようお願いいたします。

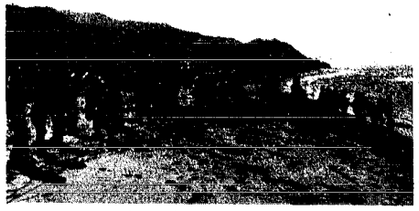
たくさん網にかかるかな!!

心身障害者扶養共済制度を御存じでしょうか～

この制度は、心身障害者を扶養されている方々に万一のことがあった場合に、心身障害者の方々に一生を通じて年金を支給する制度で、心身障害者を扶養される方々の不安、親族の負担軽減をはかり合せて心身障害者の方々に幸せな生活ができるよう配慮されています。

この制度に加入できる方は、保護者であって、加入時において次に該当する方です。

一、県内に住所を有すること。

二、六十五歳未満であること。

三、特別の疾病又は障害を有せず心身障害者扶養保険契約の対象となることができること。

四、扶養している障害者の方が、将来独立して生計を営むことが困難な方で、次のいずれかに該当していること。

①精神薄弱者　②身体障害者手帳一級から三級をお持ちの方

③精神又は身体に永続的な障害を有する方で、その程度が、一、二級程度の方。

――＊――

年金は、加入者が死亡したり、廃疾となった時、その月から障害者の生存中、毎月一口加入者は二万円の年金が、二口加入者には四万円が支給されます。また障害者の方が不幸にして加入者より先に死亡された場合は弔慰金として、一口加入者には二万円、二口加入者には四万円が支給されます。ただし加入期間が十一ケ月に満たない場合は弔慰金は支給されません。

共済掛金は上の通りです。

45歳以前に加入される場合の掛金（1口でも加入できます。）

	年齢区分	掛金月額
1口目加入時の年齢45歳未満	35歳未満	1,000円
	35歳以上45歳未満	1,300円
	〃	1,300円
年金額20,000円	45歳以上	1,500円

	年齢区分	掛金月額
2口目特約付加入者となったときの年齢65歳未満	35歳未満	1,400円
	35歳以上40歳未満	1,900円
	40歳以上45歳未満	2,600円
年金額20,000円	45歳以上49歳未満	3,200円

	年齢区分	掛金月額
（2口加入）	35歳未満	2,400円
	35歳以上40歳未満	3,200円
	40歳以上45歳未満	3,900円
年金額40,000円	45歳以上49歳未満	4,700円

45歳以降加入される場合の掛金（1口でも加入できます。）

	年齢区分	掛金月額
1口目年齢(約契約分年齢45歳以上65歳未満	45歳以上50歳未満	3,200円
	50歳以上55歳未満	4,100円
	55歳以上60歳未満	5,300円
年金額20,000円	60歳以上65歳未満	6,800円

	年齢区分	掛金月額
2口目以後加入(約分年齢45歳以上65歳未満	45歳以上50歳未満	3,200円
	50歳以上55歳未満	4,100円
	55歳以上60歳未満	5,300円
年金額20,000円	60歳以上65歳未満	6,800円

	年齢区分	掛金月額
（2口加入）	45歳以上50歳未満	6,400円
	50歳以上55歳未満	8,200円
	55歳以上60歳未満	10,600円
年金額40,000円	60歳以上65歳未満	13,600円

申し込み等くわしくは役場住民課担当係へお問い合せ下さい。